

印刷用データの無断利用（柴田是真事件）

- 【文献種別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 平成29年1月12日
【事件番号】 平成27年（ワ）第718号
【事件名】 損害賠償等請求事件
【裁判結果】 一部認容
【参照法令】 民法632条、商法1条2項
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25448539

事実の概要

出版社であるXは、平成17年4月11日に著名な蒔絵師である柴田是真（1807-1891）を主題にした書籍『柴田是真 下絵・写生集』（以下、原告書籍）を出版したが、出版に際して、原告書籍の印刷・製本を印刷会社であるY₁に委託した。その後、美術図書の出版事業を業とする出版社Y₂は、柴田是真を主題にした書籍『柴田是真の植物図』（以下、被告書籍）を企画し、その印刷・製本をY₁に委託した。被告書籍は平成25年9月20日に出版されたが、Y₁は被告書籍の印刷・製本に際して、原告書籍の出版の際に作成した印刷用データ（以下、本件印刷用データ）をXに無断で使用した。そのため、XはY₁・Y₂に対して、主位的請求として、本件印刷用データの無断使用は同データに係る所有権の侵害に当たると主張して、不法行為による損害賠償を請求すると共に、予備的請求として、X・Y₁間でY₁が本件印刷用データをX以外の出版社の出版物の印刷・製本に使用する場合は、Xの許諾を得た上で当該出版社がXに使用料を支払うこととする旨の合意があったにもかかわらず、本件印刷用データを無断使用したことは本件合意に違反する等と主張して、債務不履行による損害賠償を請求した。大阪地方裁判所は、Xの主位的請求を棄却したが、以下の通り判示して、Xの予備的請求を認容した。

判決の要旨

「本件印刷用データに関する権利の帰属を検討するに、……XとY₁は、原告書籍の出版の際、原告書籍に関する印刷・製本契約を締結したと認められるが、同契約は、所定の部数の原告書籍を印刷・製本し、注文者であるXに引き渡すことを目的とし、原告書籍を印刷・製本する過程は、請負契約において仕事を行う過程とみることができるから、請負契約と同様の規律に服すると解するのが相当である。そして、請負契約においては、請負の目的物以外については特段の規律は存せず、請負人が請け負った仕事をする過程で自己の材料を使用して作成した中間生成物については、それ自体として請負の目的物ではないから、契約当事者間でその所有権について合意をするなど特段の事情がない限り、その所有権は請負人に帰属するものと解すべきである。したがって、中間生成物が版下や製版フィルム等の有体物である場合には、特段の事情のない限り、それらの所有権は請負人に帰属することとなる。……本件印刷用データは、原告書籍の印刷・製本のために作成された中間生成物であり、XとY₁との間に特段の合意はなされておらず、その使用・収益・処分権は、Y₁に帰属すると認められる。」

「……出版社側の立場にある日本書籍出版協会の会員の回答の約8割が、印刷会社は、印刷用のデータの再利用につき、当初の出版社の許諾を要するとの見解を示しており、会員を代表する立

場にある同協会も、当初の出版社の許諾を要する旨の見解を示している。加えて、印刷業者を代表する立場にある日本印刷産業連合会も、印刷業者による印刷用のデータの使用が商慣習や信義則等により制限される場合が多い旨の指摘を紹介している。他方、印刷業者は、印刷用のデータの再利用につき、当初の出版社の許諾を要しないとの見解は、全く示されていない。このようなアンケート調査の結果からすると、一般に、印刷・製本契約を締結した出版社と印刷業者との間では、印刷業者は、出版社の許諾を得ない限り、印刷用データの再利用をすることができないとの商慣行が存在していると認めるのが相当である。」

「以上を踏まえると、XとY₁との間の原告書籍に関する印刷・製本契約では、上記の商慣行にのっとり、Y₁は、Xの許諾を得ない限り、本件印刷用データの再利用をすることができないとの黙示の合意がされたと認めるのが相当であり、そうでないとしても、Y₁は、印刷・製本契約に付随して、Xの許諾を得ない限り、本件印刷用データの再利用をすることができないとの義務を信義則上負うと解するのが相当である。」

判例の解説

一 はじめに

本訴訟は、原告書籍の印刷・製本を請け負った印刷会社が被告書籍の出版のために、原告書籍の印刷用データを無断で使用したために生じたものである。本事案のように、出版社と印刷会社は出版物に関する印刷・製本契約を締結するが、その多くは口頭契約で済まされているのが現実である。これが紛争の一因となったことは否めないであろう。

また、柴田是真(1807-1891)の著作物に係る著作権保護期間が満了していることも、紛争の要因となっている。すなわち、著作権で保護される著作物を出版する場合、一般的には、著作者と出版社が出版権設定契約を締結するため、出版社は出版権を行使することによって、第三者による当該出版物の出版を差し止めることができる。したがって、印刷会社が当該出版物の印刷用データを無断使用して印刷・製本すると、出版社から出版

権侵害責任を問われることになる。

しかしながら、本事案では原告書籍に掲載された柴田是真による絵画の著作権保護期間は満了しているため、Y₁は当該絵画を出版物に複製しても、著作権侵害に問われることはない。当該絵画の写真に係る著作権侵害の問題が生じうるが、絵画を忠実に再現すること自体には創作性はなく、著作物とは認められないというのが一般的な解釈であるため、Y₁が写真家から複製権侵害責任に問われることはないだろう¹⁾。

二 検討

1 請負契約における中間生成物の帰属について

書籍は、一般的に、企画→執筆→編集→入稿→校正→印刷→製本という工程を経て、出版される。出版社が印刷会社に入稿したデータは、印刷会社によって、製版フィルムや印刷用データといった中間生成物に変換される。前述の通り、出版社と印刷会社が印刷・製本契約において、契約書を作成することは稀であり、中間生成物の帰属に関する取決めがなされることもほとんどない。そのため、中間生成物の帰属をめぐる紛争がたびたび生じることになる。

従来の裁判例では、印刷・製本の過程で生じる中間生成物は請負契約の目的物ではないため、その所有権は印刷会社に帰属するとしている。ポジフィルムの帰属が争点となった裁判例では、「原告が単に本件各ポジの作製費用を含む印刷代金を支払ったからといって、直ちに本件各ポジの所有権が原告に帰属すべき理由はないものというべきである」として、ポジフィルムの所有権は出版社に帰属していないとした(東京地判昭55・7・18判タ431号115頁)。製版フィルムの帰属が争点となった裁判例では、「本件製版フィルムは、印刷工程において印刷物完成のために作成される中間生成物であるから、原則として印刷業者の所有に帰属し、当事者間でその所有権や交付についての別異の合意をしない限り、印刷業者はこれを注文者に引き渡す義務を負わないというべきである」として、印刷会社に製版フィルムの所有権を認めている(東京地判平13・7・9平7(ワ)23552・平9(ワ)25536[製版フィルム事件])。パンフレットの製作・印刷の過程で生じる電子デー

タの引渡し義務の有無が争点となった裁判例では、「本件各パンフレットの発注に当たり、本件各パンフレットの文書の変更、化粧品を追加、価格の変更等の修正できるよう制限がない電子データを引き渡す旨の合意があったと認めることはできない」として、発注者に対する電子データの引渡し義務はないとした（東京地判平 26・9・22 平 25（ワ）10814・14279 [電子データ事件]）。

本訴訟における印刷用データは、ポジフィルムや製版フィルムのような有体物ではないが、裁判所は「印刷用データは有体物ではないが、請負契約の当事者において、中間生成物が有体物か否かで異なる取扱いをする合理的意思を有しているとは認められないから、仮に印刷用データに所有権類似の使用・収益・処分権が認められるとしても、特段の事情のない限り、なお請負人に属すると認めるのが相当である」として、従来の裁判例に沿った判断を下している。

本判決は、中間生成物の帰属については請負契約の規律に服すべきとして、特段の事情がない限り、中間生成物は請負人である印刷会社に帰属するとしたが、妥当な判断であろう。請負は請負人がある仕事を完成することを約し、注文者がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを内容とする契約であるため（民法 632 条）、請負契約の目的物ではない中間生成物は、原則的に請負人に帰属するとすべきだからである。これに対して、費用を負担する注文者に中間生成物を帰属させるべきだという意見があるだろうが、請負契約書に「中間生成物に係る一切の権利を注文者に譲渡する」という一文を入れれば済むことである。

実際、音楽業界においては、原盤制作請負契約において、「本件原盤（一切の素材テープを含む）の所有権は、本件原盤の完成と同時に乙に帰属します」という条文を入れることによって、完成されたマスターテープだけでなく、レコーディングの過程で制作された素材テープの所有権を注文者に帰属させることが行われている²⁾。本事案においても、Xが印刷用データに関する権利を主張するのであれば、Y₁との印刷・製本契約において、その旨の合意を取り付けておくべきだっただろう。

2 本件印刷データの再利用禁止の合意について

商法 1 条 2 項は、「商事に関し、この法律に定めがない事項については、商慣習に従い、商慣習がないときは民法の定めるところによる」と定めている。したがって、商事に関しては、商法典、商慣習、民法典の順序で適用される。そして、当事者が商慣習によるとの意思があるか否かの解釈は、当事者が当該慣習を認識していない場合であっても、その慣習に従うのが客観的に相当と認められるときには、その慣習を基準として法律行為の効力を定めるべきであると解されている³⁾。

ここで問題となるのは、いかなる場合に商慣習が存在していると認められるかである。「わが国では商慣習の存在や機能に関する実証的研究が少なく、学説も商慣習があたかも確固として存在することを前提としたうえで（商慣習の存在の有無・機能さらにはその証明の難易性などの検討はせずに）、契約解釈と商慣習との関係を議論してきた」との指摘があるように⁴⁾、商慣習の存否に関する明確な判断基準は確立されていない⁵⁾。

本訴訟では、Xは予備的請求として、X・Y₁間でY₁が本件印刷用データをX以外の出版社の出版物の印刷・製本に使用する場合は、Xの許諾を得た上で当該出版社がXに使用料を支払うこととする旨の合意があったにもかかわらず、本件印刷用データを無断使用したことは本件合意に違反すると主張して、債務不履行による損害賠償を請求した。そして、この主張を裏付けるために、日本書籍出版協会、その会員 63 社、日本印刷産業連合会にアンケート調査を行い、その結果を裁判所に証拠として提出した。裁判所はこのアンケート調査に基づき、「印刷業者は、出版社の許諾を得ない限り、印刷用データの再利用をすることができないとの商慣行が存在している」として、合意の成立を認めた。

このように、原告のアンケート調査によって、印刷用データの再使用については、上記の商慣行が確立されていることが証明された。日本印刷産業連合会が印刷データの再使用に際し、当初の出版社の許諾を要しないとする見解を全く示さなかったことが裁判所の認定に大きな影響を与えたように思われる⁶⁾。なぜなら、当事者間で対立する見解がないことは、商慣習の認定に有利に働く

からである。このことは、今後の訴訟実務において、大いに参考になるだろう。

三 おわりに

従来、注文者である出版社から重版の受注を受けたい印刷業者は、中間生成物である印刷用データを廃棄せず、自発的に保管してきた。一方、出版社は印刷業者が出版物の納品後も印刷用データを保管してくれるため、印刷用データを譲り受けたり、管理することなく、出版物の重版を印刷業者に委託することができた⁷⁾。すなわち、長期継続的な取引を前提とした、相互依存の関係にあったのである⁸⁾。そのことが裁判所による商慣習の認定に少なからず影響があったように思われる。今後、出版・印刷業界においては、この商慣習を前提とした契約実務が徹底されていくだろう。

なお、多くの印刷会社は書籍の印刷を受注する際に、将来の重版を想定して、十分な利幅を設定せずに受けることが少なくない。つまり、初回印刷受注では低い利益（場合によっては赤字）を甘受し、将来の重版によって必要な利益を確保するというビジネス・モデルが広く採用されているのである。したがって、印刷会社としては、出版社によって印刷用データが競合他社に流用されると、十分な利益が確保できなくなるおそれがある。

ただし、DTP 技術が広く普及した現代においては、発注者である出版社がそのまま印刷に使えるような精度の高い印刷用データを印刷会社に提供する場合が増えている。その場合は、印刷会社が独自のノウハウやコストを使っているわけではないので、印刷用データの帰属について、本判決とは異なる判断がなされる可能性がある。したがって、今後は印刷会社が問題となっている印刷用データにどのくらいの労力や時間、費用、ノウハウを投じたのが争点になっていくだろう。

●—注

- 1) 東京地判平 10・11・30 判時 1679 号 153 頁 [版画写真事件] 参照。
- 2) 原盤請負契約については、安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス実践編 5th Edition』(リットーミュージック、2018 年) 92~97 頁を参照。
- 3) 大隅健一郎『商法総則 [新版]』(有斐閣、1978 年) 75 頁。
- 4) 落合誠一「商人間取引の特色と解釈」『市場取引とソフ

トロー』(有斐閣、2009 年) 123 頁。

- 5) 江頭憲治郎『商行為法 [第 3 版]』(弘文堂、2002 年) 5 頁は、「業界の取引慣行といっても、わが国の場合、さほど明確なものというより、漠然とした常識といった程度のもが多い」と指摘する。
- 6) 東京都印刷工業組合の「組合ガイド」(平成 14 年 3 月 20 日発行) 2 頁には、印刷版の使用について、「印刷業者は、注文印刷物のために製作された印刷版は、これを注文者のためにのみ使用することを要する」と記載されている。
- 7) 関俊彦『商法総論総則 [第 2 版]』(有斐閣、2006 年) 87 頁は、「商慣習や商慣習法が合理的であり進歩的であるというためには、それらを成立させている取引に関与する当事者の間に構造的な優劣がなく、当事者に互換的拮抗関係のあることなど、合理的な背景が必要である」と指摘する。
- 8) 丸山雅祥「日本の商慣行と返品制度」ジュリ 950 号(1990 年) 63 頁は、「我が国の商慣行の特徴は、取引当事者間の『信頼関係』を前提に、取引条件を必ずしも書面で明記しない『暗黙の契約』をもとにした『長期継続的な取引』を重視する傾向になる」と述べている。

東洋大学教授 安藤和宏